

## 法人の県民税・法人の事業税 .....

会社などの法人も私たち個人と同じように、いろいろな行政サービスを受けており、これらの経費を分担するため、法人の県民税を負担していただいています。また、法人が事業を行う場合にも、道路や橋などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、個人の事業税と同様にその経費の一部を法人の事業税として負担していただいています。

### ◆ 法人の県民税

#### 納める人

- ① 県内に事務所や事業所を有する法人……………均等割と法人税割
- ② 県内に寮など（寮、宿泊所、クラブ等）を有する法人で県内に事務所や事業所を有しないもの……………均等割
- ③ 県内に事務所、事業所、寮などを有する法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めのあるもののうち、
  - 収益事業を行うもの……………均等割と法人税割
  - 収益事業を行わないもの……………非課税

#### 納める額

- ① 法人税割……………法人税額×次の税率
- ② 均等割……………法人の資本金等の額（※資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は当該合計額）に応じて定額

区 分		税 率	
		令和元年9月30日以前 に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分
法人 税割	下記以外の法人	4%	1.8%
	○ 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人で、 従業者の総数（山梨県以外の従業者を含む）が300人を超える場合	4%	1.8%
	従業者の総数（山梨県以外の従業者を含む）が300人以下の場合	3.2%	1%
	○ 資本金の額又は出資金の額が1億円未満の法人 ○ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ○ 法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行うもの ○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人	3.2%	1%
均等割	資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円	
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 567,000円	
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 136,500円	
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 52,500円	
	上記以外の法人	年額 21,000円	

- 平成28年度税制改正により地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため法人住民税法人税割の税率を引下げ、特別法人事業税（国税）を創設し、法人税割の一部を地方交付税の原資とすることとされました。このため、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割については、引下げ後の税率が適用されています。
- 均等割については、平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の申告から森林環境税として従前の均等割額の5%が加算されています。（巻末参照）上記金額は加算後のものです。
- 平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度の均等割については※の基準が適用されています。

### 法人の種類による法人住民税の課税関係

区 分	法人県民税				法人市町村民税			
	均等割	法人税割（税率）【課税標準：法人税額】		均等割	法人税割（税率）【課税標準：法人税額】			
		令和元年9月30日以前 に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分		令和元年9月30日以前 に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分		
公共法人	地方公共団体等	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	
	上記以外の公共法人	課税	非課税	課税	非課税	非課税	非課税	
公益法人等	日本赤十字社 社会福祉法人 宗教法人等	収益事業を営まない者	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	
		収益事業を営む者	課税	3.2%（4%）※	1%（1.8%）※	課税	9.7%	6%
	上記以外の 公益法人等	収益事業を営まない者	課税	非課税	課税	非課税	非課税	非課税
		収益事業を営む者	課税	3.2%（4%）※	1%（1.8%）※	課税	9.7%	6%
協同組合等	課税	3.2%（4%）※	1%（1.8%）※	課税	9.7%	6%	6%	
人格のない社団又は 財団	収益事業を営まない者	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	
	収益事業を営む者	課税	3.2%	1%	課税	9.7%	6%	
普通法人	資本金1億円超の法人	課税	4%	1.8%	課税	9.7%	6%	
	その他の法人	課税	3.2%（4%）※	1%（1.8%）※	課税	9.7%	6%	

- 法人市町村民税の法人税割は標準税率で表示しています。
- 法人市町村民税の均等割については、資本金等の額や従業者の数により5～300万円（9段階）に区分されています。
- 地方法人税法により、各事業年度の所得に対する法人税の額に以下の税率を乗じて計算した地方法人税（国税）が適用されています。  
税率：令和元年9月30日以前に開始する事業年度…4.4% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度…10.3%
- ※資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人及び資本金又は出資金の額が1億円かつ従業者の総数が300人超の法人については、0.8%を加算した（ ）内の税率が適用されています。

## ◆ 法人の事業税

### 納める人

- ① 県内に事務所や事業所を設けて、事業を行っている法人
- ② 法人でない社団や財団で、代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行っているもの

### 納める額

区分	法人の種類	所得等の区分	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分	平成27年4月1日以後に開始する事業年度分	平成28年4月1日以後に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	令和2年4月1日以後に開始する事業年度分	令和4年4月1日以後に開始する事業年度分	
① 所得金額課税法人 (②及び③以外の法人)	普通法人、公益法人、人格のない社団等	所得のうち年400万円以下の所得	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1%	5.1%	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%	
		所得のうち年800万円を超える所得	6.7%	6.7%	6.7%	7%	7%	7%	
	特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得のうち年400万円以下の所得	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%	
		所得のうち年400万円を超える所得	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%	
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%	
② 収入金額課税法人	ア 電気供給業 (発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業※1に限る)を行う法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人※4※5	収入割 収入金額	0.9%	0.9%	0.9%	1%	0.75%	0.75%
		付加価値割 付加価値額	-	-	-	-	0.37%	0.37%	
		資本割 資本金等の額	-	-	-	-	0.15%	0.15%	
		上記以外の法人	収入割 収入金額	0.9%	0.9%	0.9%	1%	0.75%	0.75%
	イ 上記以外の電気供給業・ガス供給業※2※3(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業に限る)及び保険業を行う法人	収入金額	0.9%	0.9%	0.9%	1%	1%	1%	
		ウ ガス供給業※2※3(特定ガス供給事業に限る)を行う法人	収入割 付加価値割 資本割	収入金額 付加価値額 資本金等の額	0.9% - -	0.9% - -	0.9% - -	1% - -	1% - -
	③ 外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人※4※5(一般社団・財団法人等を除く)	所得割	所得のうち年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	0.4%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	0.7%	
			所得のうち年800万円を超える所得	4.3%	3.1%	0.7%	1%	1%	
			3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得	4.3%	3.1%	0.7%	1%	1%	
付加価値割 付加価値額			0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	
資本割 資本金等の額			0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	

●平成27年4月1日以後に開始する事業年度の資本割については、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計を下回る場合は当該合計額が課税標準となっています。

### ●地方法人特別税及び特別法人事業税

地域間の税収格差を是正するため、平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度には地方法人特別税が、令和元年10月1日以後に開始する事業年度には特別法人事業税が適用されます。  
課税標準は法人事業税(所得割・収入割)の税額となり、法人事業税と併せて都道府県に申告納付します。

区分	法人の種類	所得等の区分	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分	平成27年4月1日以後に開始する事業年度分	平成28年4月1日以後に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	令和2年4月1日以後に開始する事業年度分	令和4年4月1日以後に開始する事業年度分
			地方法人特別税			特別法人事業税		
① 所得金額課税法人	普通法人等	所得割	43.2%	43.2%	43.2%	37.0%	37.0%	37.0%
	特別法人	所得割	43.2%	43.2%	43.2%	34.5%	34.5%	34.5%
② 収入金額課税法人	ア 電気供給業 (発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業※1に限る)を行う法人	収入割	43.2%	43.2%	43.2%	30.0%	40.0%	40.0%
	イ 上記以外の電気供給業・ガス供給業※2※3(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業に限る)及び保険業を行う法人	収入割	43.2%	43.2%	43.2%	30.0%	30.0%	30.0%
	ウ ガス供給業※2※3(特定ガス供給事業に限る)を行う法人	収入割	43.2%	43.2%	43.2%	30.0%	30.0%	62.5%
③ 外形標準課税法人		所得割	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%	260.0%	260.0%

※1 電気供給業のうち特定卸供給業を行う法人については令和4年3月31日以前に終了する事業年度までは②イの税率、令和4年4月1日以後に終了する事業年度からは②アの税率が適用されています。  
※2 ガス供給業のうち一般ガス導管事業・特定ガス導管事業・特定ガス供給事業以外の事業を行う法人(ガス中小事業者を除く。)については令和4年3月31日以前に開始する事業年度までは②イの税率、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からは①又は③の税率が適用されています。

※3 ガス供給業のうち一般ガス導管事業・特定ガス導管事業・特定ガス供給事業以外の事業を行う法人(ガス中小事業者に限る。)については平成30年3月31日以前に開始する事業年度までは②イの税率、平成30年4月1日以後に開始する事業年度からは①又は③の税率が適用されています。

※4 令和7年4月1日以後に開始する事業年度については、前事業年度に外形標準課税の対象法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、かつ、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

※5 令和8年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

### ●特別法人事業譲与税

地方法人特別税及び特別法人事業税の税収を各都道府県の人口であん分し、国から都道府県に譲与されます。

## 法人事業税の分割基準

法人事業税の分割基準は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から次のとおりになっています。

事業		分割基準	
		平成29年3月30日以前に終了する事業年度	平成29年3月31日以後に終了する事業年度
非製造業	銀行業、証券業、保険業、運輸・通信業、卸売・小売業、サービス業等	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数	
製造業		従業者数（資本金1億円以上の法人：工場の従業者数1.5倍）	
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数	
ガス供給業、倉庫業		事務所等の固定資産の価額	
電気供給業	発電事業、特定卸供給事業※1	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額	課税標準の3/4：発電所に接続している電線の電力の容量 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額
	送配電事業		
	小売電気事業		課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数

※1 令和3年度税制改正により、電気供給業のうち、特定卸供給事業については令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

## 申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類		納める税額		申告と納税の期限	
①中間申告 (事業年度が6か月を超え法人税の中間申告額が10万円を超える法人、収入金額課税法人、外形標準課税法人)	(1) 予定申告	法人県民税	前事業年度の法人税割額×6 <sup>*1</sup> / 前事業年度の月数+均等割額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 <sup>*3</sup>	
		法人事業税	前事業年度の税額 / 前事業年度の月数×6 <sup>*1</sup>		
	(2) 仮決算に基づく中間申告	法人県民税	法人税額×税率+均等割額		均等割額=均等割の税率×算定期間中に事務所等を有していた月数÷12
		法人事業税	仮決算の所得(収入)金額×税率 ※2仮決算の所得割、付加価値割及び資本割の合算額		
②確定申告 (③④に該当するものを除く)		法人県民税	(法人税額×税率+均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内 申告期限の延長の承認を受けた場合は、その指定した日 平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産が確定した場合は、残余財産が確定した日から1か月以内 <sup>*4</sup>	
		法人事業税	所得(収入)金額×税率-中間納付額 ※2(各事業年度に係る所得割、付加価値割及び資本割の合算額)-中間納付額		
③平成22年9月30日以前に解散した法人の申告 (平成22年10月1日以後に解散した法人は解散後も確定申告を行います。)	(1) 清算中の事業年度が終了した場合の申告	法人県民税	法人税額×税率+均等割額	事業年度終了の日から2か月以内	
		法人事業税	所得(収入)金額×税率 ※2清算中の事業年度に係る所得(収入)割及び付加価値割の合算額		
	(2) 残余財産の一部を分配又は引渡しした場合の申告	法人県民税	法人税額×税率	分配又は引渡しの日の前日	
		法人事業税	分配額のうち解散当時の資本金の額等を超える部分×税率		
	(3) 残余財産が確定した場合の申告	法人県民税	(法人税額×税率+均等割額) - 清算中の予納額	残余財産の確定の日から1か月以内	
		法人事業税	清算所得金額×税率 - 清算中の予納額		
④公共法人、公益法人等で法人税が課税されないもの		法人県民税	均等割額	4月30日	

※1 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日に属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの月数を乗じます。

※2 は、外形標準課税対象法人に適用

※3 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内となります。

※4 清算中の通算子法人の残余財産が確定した日が通算親法人の事業年度終了の日である場合は、その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度終了の日から2か月以内となります。

●法人県民税と法人事業税を併せて申告、納税することになっています。

●法人県民税の場合、2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納税することになっています。

●法人事業税の場合、2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数又は事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告し、納税することになっています。